議案第１８４号

上越市南葉高原キャンプ場条例の一部改正について

上越市南葉高原キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市南葉高原キャンプ場条例の一部を改正する条例

上越市南葉高原キャンプ場条例（平成元年上越市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１１条、第１４条関係）

施設の名称	単　位	上限額	
		日帰り	宿　泊
南葉山荘	全館	６，０００円	１５，０００円
学習・休憩棟	全館	６，６００円	１３，２００円
バンガロー	１棟	１，７６０円	５，０００円
テントサイト	１張分	４８０円	８４０円
テニスコート	１面	２時間につき　５１０円	

附属設備		単　位	上限額
テント	４人用	１張１回（９：００～翌日の９：００）	３１０円
	６人用		５１０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。